

諮問番号：諮問第 62 号

答申番号：答申第 62 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づく障害児福祉手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。肝移植後の免疫抑制剤を一生服用せざるを得ない状況で、審査請求人は、日常生活において常時保護者の介助を必要とする。身体障害者手帳 1 級、特別児童扶養手当証書 2 級の交付に伴い、処分庁の主張は成立しない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人が本件処分に先立ち処分庁に提出した障害児福祉手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）の記載からは、審査請求人の障害の程度は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「施行令」という。）で定める障害に該当しないことが認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が審査請求人からの障害児福祉手当（以下「手当」という。）に係る認定請求を却下したことが、法令及び処分庁が審査基準として位置づける「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60 年 12 月 28 日社更第 162 号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）に基づいて

適正に行われているかということにあることから、以下判断する。

1 認定基準へのあてはめについて

本件診断書によると、審査請求人の検査成績は、血清総ビリルビンが 0.4、血清アルブミンが 4.5、血小板数が 32.1、腹水及び肝性脳症は「無」とされ、いずれも認定基準に定める基準値の範囲内である。プロトロビン時間については検査成績が記載されていないが、この結果に関わらず、認定基準の「肝機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を 3 つ以上示すもの又は高度異常を 2 つ及び中等度の異常を 2 つ以上示すもの」に該当しないことは明らかである。

また、本件診断書のその他の記載を見ても、審査請求人において、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の症状を疑わせる記載はない。

以上のことから、本件診断書の記載内容からは、審査請求人の障害の状態は、認定基準に該当しないと認められる。

なお、認定基準では、「肝機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので（中略）2 回の検査成績に基づいて行うものとする」と定められているところ、本件診断書には、1 回の検査成績しか記載がなく、処分庁は、当該検査成績を元に判断している。

この点について、処分庁は、福岡県が厚生労働省に確認した結果、「2 回の検査成績に基づいて行うものとする」とは、「2 回とも所定の検査成績を満たす必要がある」との取扱いであるとの回答が得られたことによるものとしている。

もともと、認定基準では、法第 2 条第 2 項にいう障害の状態とは、精神又は身体に施行令第 1 条第 1 項に該当する程度の障害があり、かつ、その障害が永続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいうものである旨記載されている。

手当と関連する制度である身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害の認定においても、国の通知で「第 1 回と第 2 回の両方の検査において認定基準に該当していることが必要」との説明がなされていることなども踏まえると、

「2 回の検査成績に基づいて行うものとする」という認定基準の定めは、1 回の検査成績だけが異常値を示すだけではなく、2 回検査をして双方の検査成績が異常値を示す場合に、認定基準に該当すると判断するとの趣旨と解される。

したがって、審査請求人の場合は、1 回の検査成績が異常値に該当しないため、処

分庁が、この検査成績のみを元に手当受給資格を判断したことに誤りは認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、身体障害者手帳 1 級及び特別児童扶養手当証書 2 級の交付を受けたことにより、手当の受給も認められるべきと主張している。

確かに、国の通知において「当該障害についての 1 級又は 2 級の身体障害者手帳（注：2 級の場合は一定の条件の場合に限られる。）の提示があったとき」は、医師の診断書の省略を認めて差し支えないとされ、手当の認定と身体障害者手帳の交付は関連があるものと認められる。

しかし、審査請求人が身体障害者手帳 1 級の交付を受けたのは本件処分の約 2 か月後であることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、特別児童扶養手当 2 級の認定は、本件処分に影響を与えるものではない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 5 月 22 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 8 月 6 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、日常生活において常時保護者の介助を必要とすることなどを理由に本件処分の取消しを求めている。

他方、法第 17 条において、都道府県知事は重度障害児に対して手当を支給するものとされ、法第 2 条第 2 項で「重度障害児」とは「障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。」とされている。

そして、施行令第1条第1項において「政令で定める程度の重度の障害の状態」について規定されており、当該障害を認定するに当たっての基準を定めたものとして認定基準がある。認定基準において、肝臓疾患に関して施行令の規定に該当すると思われる病状は、次に定める検査成績を示すものをいうとされている。

- ・次表に掲げる肝機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0以上 3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2～5.1	3.0以上 3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5以上 10未満	5未満
プロトロビン時間(PT) (%)	70超～130	40以上 70以下	40未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症(表1)	—	I度	II度

これらのことからすると、本件審査請求の争点は、本件処分が法令及び認定基準に基づいて適正に行われているかということにあることから、以下判断する。

1 認定基準へのあてはめについて

本件診断書によると、審査請求人の検査成績は、血清総ビリルビン、血清アルブミン、血小板数、腹水及び肝性脳症に関して全て認定基準に定める基準値の範囲内である。認定基準に規定されている検査項目のうち、プロトロビン時間については検査成績が記載されていないが、この結果に関わらず、審査請求人の検査成績が、認定基準で肝臓疾患に係る障害を認定するに当たっての基準とされている「肝機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもの」に該当しないことは明らかである。

また、本件診断書のその他の記載を見ても、「安静を要する程度」について「軽い

運動はよいが強い運動は禁ずる。ただし休憩時間を多くとる」に該当するとされるなど、審査請求人において、「日常生活において常時の介護を必要とする」程度の症状を示す記載はない。

以上のことからすると、本件診断書の記載内容からは、審査請求人の障害の状態が認定基準に該当するとは認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、身体障害者手帳 1 級及び特別児童扶養手当証書 2 級の交付を受けたことにより、手当の受給も認められるべきと主張している。

特別児童扶養手当証書の交付は、本件処分に影響を与えるものではないが、1 級の身体障害者手帳の交付に関しては、国の通知において「当該障害についての 1 級（中略）の身体障害者手帳（中略）の提示があったとき」は障害児福祉手当認定診断書の省略を認めて差し支えないとされ、手当の認定と関連があるものと認められる。

しかし、本件審査請求に係る判断は、処分がなされた時点での当該処分の妥当性について行うものであるから、本件処分の約 2 か月後になされた身体障害者手帳の交付を理由に本件処分の取消しを求める審査請求人の主張を採用することはできない。

なお、審査請求人が、現時点においても手当の受給を希望しているということであれば、1 級の身体障害者手帳を提示して改めて手当の認定請求を行うことが考えられる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 大脇 成昭

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸